

写

年企発 0331 第 1 号
平成 23 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
（公印省略）

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の
一部改正について

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の事業主等の指導について、遺憾ないように配慮されたい。

記

- 1 三（１）②（エ）中、「参照」の次に「ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、様式 E 2 により作成されたものであること（１．給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）」を加える。
- 2 四に（５）として次を加える。
（５）（１）及び（２）にかかわらず、受託保証型確定給付企業年金の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式 E 2 によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式 C 1）が添付されたものであること。
- 3 五（１）中「こと。」の次に「ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式 E 2 により作成されたものであること（１．給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）」を加える。
- 4 五（２）中「こと。」の次に「ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、①及び②の作成を要しないこと。」を加える。

- 5 別紙3中（注12）の次に（注13）及び（注14）として次を加える。
- （注13）加入者の存在しない確定給付企業年金については、様式A1の書類に代えて様式E1、様式C2の書類に代えて当該確定給付企業年金が権利義務を承継する適格退職年金の年金規約の提出を可能とし、「加入者となる者の数を示した書類」、「労働協約等の写し」及び「労使合意に至るまでの労使協議の経緯」の提出を要しないこと。
- （注14）受託保証型確定給付企業年金については、（注13）に加えて更に、「掛金の計算の基礎を示した書類」の提出を要しないこと。また、財政再計算の計算基準日の属する年度の事業及び決算に関する報告書の提出により、財政再計算報告書の提出があったものとする。

6 様式E1として次のように加える。

様式E1

(規約型企業年金規約承認申請書) <加入者が存在しない場合>

〇〇〇〇厚生(支)局長	第 平成 年 月 日	号
	住 所 事業所名称 事業主名	印
規約型企業年金規約承認申請書 (受託保証型確定給付企業年金の場合) (受託保証型確定給付企業年金)		
標記について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。なお、本申請により実施しようとする確定給付企業年金には加入者が存在しないことを申し添えます。		
記		
1. 規約型企業年金規約(案)		
2. 労働組合又は被用者被保険者等の過半数を代表する者の同意書		
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書		
4. 適格退職年金規約		
5. 掛金の計算の基礎を示した書類		
6. 資産管理運用契約に関する書類		
7. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類		
8. 業務委託に関する書類		

(注) 受託保証型確定給付企業年金規約の承認申請の場合、5.の書類の提出を要しないこと。

7 様式E2として次のように加える。

様式E2

平成 年 月 日

規約型企業年金事業及び決算に関する報告書
＜受託保証型確定給付企業年金＞
(決算日 平成 年 月 日)

規約番号
事業主名

1. 給付状況
件数及び金額

		件数	金額 (円)
老齢給付	年金		
	一時金		
障害給付	年金		
	一時金		
遺族給付	年金		
	一時金		

2. 積立状況

(単位：千円)

純資産額 ①	
責任準備金 ②	
最低積立基準額③	
①/②	
①/③	

記載上の注意

1. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、受給者1人を1件とすること。
- (2) 「年金」の「金額 (円)」欄には、(1)に該当する受給者の今年度の年金額の累計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今年度中に裁定された件数の累計を記入すること。
- (4) 「一時金」の「金額 (円)」欄には、(3)に該当する支給額の累計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額 (円)」の欄を斜線とすること。

2. 積立状況

- (1) 「純資産額①」欄には、契約者価額を記載すること。
- (2) 「責任準備金②」欄には、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率により計算された責任準備金を記載すること。
- (3) 「最低積立基準額③」欄には、最低積立基準額（ただし数理債務と同額とする。）を記載すること。
- (4) 「①/②」欄及び「①/③」欄には、小数点以下第2位まで記載（小数点以下第3位未満は切り捨て。）すること。